

65歳以上の方へ 低所得者の介護保険料が軽減されます

65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料は、所得状況に応じ第1段階から第9段階に定められています。昨年の消費増税に伴い、住民税非課税世帯の方(第1段階から第3段階)を対象に軽減が拡大されます。

令和元年度分の保険料の改定

段階	対象者	令和元年度	令和2年度	差額
第1段階	○生活保護の受給者 ○世帯全員が町民税非課税かつ老齢福祉年金受給者 ○世帯全員が町民税非課税かつ本人の公的年金等収入+合計所得金額80万円以下の者	令和元年度	1,615円	19,380円
		令和2年度	1,290円	15,480円
第2段階	○世帯全員が町民税非課税かつ本人の公的年金等収入+合計所得金額120万円以下の者	令和元年度	2,690円	32,280円
		令和2年度	2,150円	25,800円
第3段階	○世帯全員が町民税非課税かつ第1、第2段階以外の者	令和元年度	3,120円	37,440円
		令和2年度	3,010円	36,120円
基準額	○本人が町民税非課税(世帯に課税者有)	令和元年度～令和2年度	4,305円	51,660円

介護保険料の納付方法

特別徴収(年金からの天引き)の場合

年額18万円以上の年金を受給している方は、1年間の保険料を年金受給月の6回に分けて**年金から天引き**します。

普通徴収(納付書または口座振替による納付)の場合

年金の年額が18万円未満の方や65歳になられた方等で特別徴収ができない方は、税務課より送付される**納付書で保険料を納めます**。1年間の保険料を7月から翌年2月までの8回に分けて納付します。

それってどうなるの??



Q: 保険料は、65歳になったらすぐに年金からの天引き(特別徴収)になるのですか。

A:

4月～8月生まれ	翌年の4月から
9月～12月生まれ	翌年の6月～10月から
1月～2月生まれ	その年の6月～10月から

(誕生日によって変わる場合があります)

お問合せ●税務課課税係☎ 76-5402

国民健康保険税の改正

国保会計の厳しい財政状況を勘案し、令和2年度分以降の課税限度額の引き上げを行いました。また、地方税法等の改正に伴い、低所得者等への負担軽減を拡大するための基準額の改正を行いました。なお、保険税率は据え置きとなります。

○課税限度額の改正

令和2年度の課税分から医療分にかかる課税限度額が引き上げられます。

課税限度額の改正内容

区分	現行	改正後
医療分	58万円	61万円
支援分	19万円	変更なし
介護分	16万円	変更なし
限度額合計	93万円	96万円



○所得の少ない世帯における軽減判定所得基準の改正

令和2年度の課税分から軽減判定基準の5割軽減および2割軽減の範囲が拡大されます。

軽減判定所得基準の改正内容

区分	現行	改正後
7割軽減	世帯の総所得金額等の合計額が33万円以下	
5割軽減	33万円+28万×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)以下	33万円+28.5万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)以下
2割軽減	33万円+51万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)以下	33万円+52万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)以下

※特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行された方で、後期高齢者医療の被保険者となった後も引き続き同一の世帯に属する方です。

※所得の申告をしていない場合は軽減の判定がされませんので、所得のない場合であっても忘れずに申告をしてください。

〈例〉5割軽減世帯

世帯主の所得147万円・配偶者と子ども2人の4人世帯の場合(世帯主以外所得無し)

(現行) 33万円+28万円×4人=145万円(2割軽減)

(改正後) 33万円+28万5千円×4人=147万円(5割軽減)

●世帯の所得合計が147万円以下となるため、5割軽減世帯に該当し、改正前より保険税が軽減されます。

納税通知書の発送について

国民健康保険税の納税通知書を7月中旬に送付します。

国民健康保険税の納税義務者は世帯主です。世帯主が国民健康保険に加入をしていなくても、世帯内に加入者がいる場合は、世帯主宛てに通知書を送付します。

お問合せ●税務課課税係☎ 76-5402